

秋田県総合評価落札方式試行要綱 新旧対照表

秋田県総合評価落札方式試行要綱の一部を次のとおり改正する。

新	旧
<p>(技術資料の審査等)</p> <p>第9条</p> <p>1～3 略</p> <p><u>4 契約担当者は、第5条(1)の簡易型における入札者が1者であった場合は、技術資料の審査を省略することができるものとし、その場合は、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点をもって第1位の者とする。</u></p> <p><u>5 契約担当者は、第5条(2)の施工計画型及び(3)の技術提案型の技術資料の審査については、入札参加資格の確認と併せて全ての入札者について開札前に行うものとする。</u></p> <p>(落札者の決定方法)</p> <p>第10条 契約担当者は、第5条(1)の簡易型については、前条第2項に基づく審査後の総合評価点が最も高い者、又は前条4項に基づく第1位の者を落札候補者とする。</p>	<p>(技術資料の審査等)</p> <p>第9条</p> <p>1～3 略</p> <p><u>4 契約担当者は、第5条(2)の施工計画型及び(3)の技術提案型の技術資料の審査については、入札参加資格の確認と併せて全ての入札者について開札前に行うものとする。</u></p> <p>(落札者の決定方法)</p> <p>第10条 契約担当者は、第5条(1)の簡易型については、前条第2項に基づく審査後の総合評価点が最も高い者_____を落札候補者とする。</p>

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。